

5. 町並み協定の締結と町並み協定地区の認定

<町並み協定の締結>

良好な町並みづくりのために、通りや街区単位で町並みづくりに関する情報の共有やルール（町並み基準）づくりを進め、「町並み協定」に対する関係者の意向を踏まえて、所有者等（建物の所有者及び使用者、土地所有者）の合意（原則として3分の2以上）により、住民間で協定を締結し、協定締結者で「〇〇筋町並み協定の会」を作ります。

「町並み協定」は、地域の皆さんが自主的に結ぶ協定です。法律による規制や罰則はありません。町並み協定の締結に向けた取組みについては、熊本市がお手伝いいたします。

町並み協定には、協定締結者全員が参加する「〇〇筋町並み協定の会」の組織化と代表・役員を定めるとともに、以下の事項を定めることを推奨しています。

- 1)協定の目的及び協定の対象となる区域
- 2)建造物の形態・意匠及び色彩等の調和に関する基準（町並み基準）
- 3)協定の運営方法
- 4)協定の有効期限
- 5)その他町並み形成に関すること

<町並み協定地区の認定>

「町並み協定」が締結された通りや街区の協定締結者で構成される「〇〇筋町並み協定の会」が、熊本市に「町並み協定地区」の申請を行い、熊本市から認定されると、町屋などの伝統的様式建造物の保存・修景及び一般建造物の修景についても熊本市の町並みづくり助成制度が活用できます。（ただし、町並み協定の締結者に限られます。）

※川尻地区の歴史を活かした町並み協定（案）は、12 ページ

6. 町並みづくりに関する助成制度

熊本市では、川尻地区の町並みづくりを推進するために、町屋を主とした伝統的様式建造物の保存・修景への助成のほか、一般建造物の町並みに合わせた修景にも助成する制度を設けました。

町並み協定締結地区で、町並み協定を締結している方が、「町並み基準」に添って、建造物等の改修・修景、新築等を行う場合、外観の保存・修景に係る費用の2分の1を助成する制度になっています。

ただし、熊本市が指定する「景観重要建造物」や「景観形成建造物」、神社仏閣等の建造物等は「川尻地区の歴史を活かした町並みづくり助成金」を受けることはできません。

※助成手続きの流れは、13 ページ

<川尻地区の歴史を活かした町並み協定（案）>

名称	第1条 本協定は「川尻地区〇〇筋町並み協定」（以下「協定」という）と称する。
目的	第2条 本協定は、住民の自主的なまちづくり活動に係る住環境の向上と〇〇筋における町並みの景観形成推進に資するため、必要な事項を定めるものとする。
区域内組織	第3条 協定の円滑な運営を目的として、協定締結者全員による〇〇筋町並み協定の会（以下、「本会」）を置く。 2 本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
町並みづくりの基本方針	第4条 〇〇筋は、川尻地区町並みづくりの基本方針で示された以下の3つの方針に則り、町並みの保存、修景、創出を図るものとする。 <川尻地区町並みづくりの基本方針> 1 <歴史>河港町・職人町として栄えてきた川尻の歴史が醸し出す趣きのある町並みづくりを目指します。 2 <ヒト>川尻の暮らしに息づく伝統や心地よいもてなしを感じられる町並みづくりを行います。 3 <マチ>川尻に残る歴史的資産を活かし、賑わいの中にも落ち着きのある町並みづくりを進めます。
協定の遵守	第5条 本協定の参加者（以下、協定締結者）は、協定の目的を理解し、第4条に定める基本方針に基づく町並みづくりの推進を図るため、自主的な参加の精神に基づき協定を遵守するものとする。
協定区域	第6条 本協定の対象区域は、別図に示すとおりとする。
協定事項	第7条 川尻地区の歴史を活かした町並みの保存・修景・創出を図るため、協定締結者が、熊本市の町並みづくり助成制度（以下「助成制度」という）を活用し、建造物の新築、増改築、外観の変更、広告物の設置等（以下「新築、増改築等」という）を行うことを発意した場合、及び新築、増改築等の計画案を作成し、助成制度の申請を行う場合、協定区域内の組織である本会を通して、川尻校区自治協議会町並み整備委員会と協議し、助言等を受けることができるものとする。 2 本協定の良好な町並み形成のための建造物の基準は、「川尻地区の歴史を活かした町並みづくりガイドライン」に定める町並み基準とする。
協定の変更・廃止	第8条 本協定を変更・廃止する場合は、原則として、協定締結者全員の同意をもって行うものとする。
協定の有効期間	第9条 協定の有効期間は、施行日から10年とする。なお、有効期間満了にあたって、協定締結者から廃止の申し出がなければ10年間引き続き有効とする。
雑則	第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
附則	この協定は、平成 年 月 日から施行する。

<助成手続きの流れ>

